

商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求め
る意見書

2012年（平成24年）4月11日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

商品先物取引については、国内公設先物を含め、引き続き不招請勧誘規制を維持すべきである。

第2 意見の理由

1 国内公設の商品先物取引（以下「国内商品先物取引」という。）について不招請勧誘規制が導入されるに至った経緯

(1) 国内公設の商品先物取引による被害は、その被害額が大きいことはもちろん、人間不信、ノイローゼや家庭崩壊に及んだ事例、前途の希望を失って自殺に追い込まれる事例、さらには、先物取引による損失が原因となって被害者自身が横領等の犯罪行為を犯してしまう事例など、被害内容が極めて深刻な事案も少なくなく、消費者被害の中で最もひどい被害ともいえる。

(2) 国内商品先物取引の被害については、独立行政法人国民生活センターの苦情件数をみても平成12年から平成16年までは毎年4000件を超える苦情があるなど、その被害がピークに達した。

その後、平成16年及び平成18年の商品取引所法の改正による法規制の強化に加え、取引の出来高の大幅な減少などといった商品先物業界の事情もあって、ここ数年、被害件数自体はかなり減少している。

しかし、その後も相当件数発生している被害の実態について見てみると、以前と全く変わることはなく、悪質な業者は、突然の電話や訪問による勧誘（不招請勧誘）、儲け話を強調した執拗な勧誘によって、商品先物取引に無知な消費者を取引に引きずり込んで、取引では、頻繁な売買を繰り返して手数料稼ぎを行ったり、差玉向かいを行って、委託者が大きな損を出して資金がなくなり取引が続けられなくなるようになる状況まで取引を続けさせるといったことを相変わらず行い、

深刻な被害を発生させていた。

- (3) 上記で述べたような国内商品先物取引の被害を防止するためには、取引を望んでいない一般消費者への電話や訪問による勧誘、いわゆる不招請勧誘を禁止することが何よりも必要であった。国内商品先物取引のように、仕組みが一般消費者には理解が難しく、かつ極めてリスクの高い取引については、それを行うことを特に望んでいない一般消費者を勧誘してまで行わせる必要がなく、また、これまで国内商品先物取引による被害のほとんどが不招請勧誘をきっかけとして発生していたからである。
- (4) そうした中、商品取引所法改正案を審議した平成21年の第171回通常国会の審議において、国内商品先物取引についても、トラブルが減少しているとはいうものの、なお相当数のトラブルが報告されているという事実を踏まえて、当時の二階俊博経済産業大臣から、不招請勧誘禁止の対象とする取引について、「一般個人を相手方とする取引所取引については、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなっている取引以外のものを不招請勧誘禁止の対象とする方針であります。」との答弁があり、参議院経済産業委員会附帯決議の中でも、「不招請勧誘を禁止する規定においては、当面、一般委託者を相手方とするすべての取引所外取引及び初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。」と決議された。
- (5) これを受けて、法改正がなされ、平成23年1月より、国内商品先物取引に関しても、「取引証拠金等の額を上回る損失が生ずることとなるおそれのある取引」については不招請勧誘が禁止されるに至った（商品先物取引法第214条第1項第9号、商品先物取引法施行令第30条）。

さらに、不招請勧誘の禁止規定の潜脱を防止するため、不招請勧誘が禁止される取引を勧誘する目的を顧客にあらかじめ明示しないで、商品先物取引業者がセミナー等を開催して顧客を集め、当該顧客に対して不招請勧誘が禁止される取引の勧誘を行うことも禁止された（商品先物取引法施行規則第103条第1項第10号）。

2 平成24年の産業構造審議会商品先物取引分科会において一部委員により出された不招請勧誘規制見直しの意見について

(1) ところが、平成24年2月から開催されている産業構造審議会商品先物取引分科会の中で、商品先物業界関係の委員を中心に、「国内商品先物取引については、不招請勧誘規制を見直すべきである。」との意見が出されるに至っている。

(2) これらの委員の意見の根拠は、①平成23年1月より導入された不招請勧誘の禁止が、現在の国内商品先物取引の低迷の大きな要因となっており、国内商品先物取引に関する苦情件数の減少が現在も続いているのであるから、不招請勧誘規制を見直すべきであるということ、②店頭取引でそもそも価格形成がどのようになされているかわからないものについては、不招請勧誘の禁止は必要であるが、透明・公正な取引所取引については、不招請勧誘禁止は不要であること、③証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所において、証券・金融デリバティブ取引の取引所取引については不招請勧誘が禁止されていない一方で、商品デリバティブだけが取引所取引について不招請勧誘が禁止されているのはバランスを欠く、といったところにある。

3 商品先物取引において不招請勧誘規制が維持されるべき理由

(1) しかし、以下の観点から考えて、商品先物取引については、国内公設を含め、引き続き不招請勧誘規制が維持されるべきである。なお、本意見書では、商品先物取引のうち、国内商品先物取引について不招請勧誘禁止見直しの意見が出ているため、国内商品先物取引について当連合会の意見を述べるものである。

(2) まず第1に、国内商品先物取引に関する苦情件数が減少していることは、直ちに、商品先物取引についての不招請勧誘規制を見直す根拠とはならない。

先に述べた平成21年の国会における議論から明らかのように、「国内商品先物取引についても、トラブルが減少しているとはいえないものの、なお相当数のトラブルが報告されている」との事実を踏まえ、平成21年の法改正がなされ、国内公設も含め、商品先物取引の取引所取引にも不招請勧誘規制が導入されるに至ったのである。

すなわち、この不招請勧誘規制の導入は、これまでの悪質かつ深刻な国内商品先物取引被害の状況に鑑み、被害件数自体が減少しているとはいっても、相当数の悪質な被害がなお存在する限り、不招請勧誘規制を行ってその被害の撲滅を図る必要があるという趣旨の下に行われたものである。

そのことは、上記国会審議の中で、二階俊博経済産業大臣が、「今回の法案において不招請勧誘の禁止規定を導入し、…一般個人が意図せずトラブルに巻き込まれる事例は抜本的に解消していくものと考えております。しかしながら、その後も被害が解消しない場合には、一般個人を相手方とする商品先物取引の全般について不招請勧誘の禁止の対象とすることにしております。」「被害が解消しないかどうかについて、被害の発生が限りなくゼロに近づきつつあるか否かによって判断したいと思います。」といった答弁をしていることから明らかである。

したがって、国内商品先物取引について苦情件数が減少しているということから、直ちに不招請勧誘規制を見直す根拠とはならない。

- (3) 第2に、取引所取引が透明・公正であるから国内商品先物取引については不招請勧誘規制が不要であるとの意見も、これまでの日本の国内商品先物取引の実情を踏まえると、到底受け入れることができない。

国内商品先物取引に不招請勧誘規制が導入されるに至ったのは、商品先物取引業者の悪質な営業行為により深刻かつ悲惨な被害が生じていたからである。すなわち、取引所取引の透明・公正性とは別の観点である商品先物取引業者の営業姿勢の問題によるものである。

したがって、取引所取引が透明・公正であるとの点から、国内商品先物取引に不招請勧誘規制が不要であるとの理由とはならない。

- (4) 第3に、取引所取引に関する証券・金融デリバティブと商品デリバティブとのバランス論についても、これまでの国内商品先物取引における悪質かつ深刻な被害の実情に鑑みれば、到底受け入れられるものではない。

国内商品先物取引に不招請勧誘規制が導入されるに至ったのは、商品先物取引業者の悪質な営業行為により深刻かつ悲惨な被害が生じていたからである。

したがって、このような商品先物取引業者の悪質な営業行為がなくなったといえる状況が確認されない限り、上記のような単純なバランス論から、国内商品先物取引に不招請勧誘規制を緩和すべきものではない。

- (5) 第4に、今回の国内商品先物取引に対する不招請勧誘規制見直しの意見の背景には、不招請勧誘規制の存在が商品市場の活性化を阻害しているとの考えがあると思料される。

しかし、外国為替証拠金取引においては、不招請勧誘が禁止された以降に、取引高が増大していることから、不招請勧誘規制の存在が市場の活性化を阻害するとはいえない。

- (6) 第5に、不招請勧誘規制が導入された平成23年1月以降も、不招請勧誘規制を潜脱して専門知識のない一般消費者を取引に引きずり込んで損害を被らせた事例が何件も判明している。このことは商品先物取引業者が、いまだに従来と同様の手法・姿勢で営業を行っていることの現われである。

このような商品先物取引業者の手法・姿勢に照らせば、今、不招請勧誘禁止を撤廃することは、再び被害を多数発生させるおそれがあることは明らかである。

したがって、この観点からも、国内商品先物取引について不招請勧誘規制を緩和できるような状況にないことは明らかである。そもそも不招請勧誘規制導入からわずか1年余りであり、被害実態の十分な検証もないまま、軽々しく規制の見直しを検討すべきものではない。よって、以上の理由により、意見の趣旨のとおり求めるものである。

以 上